

中国における株式制による企業改革と会社立法の展開

王 作 全

目 次

- 一 はじめに
- 二 企業改革の深化と株式制論の登場
 - 1 「放」と「収」の悪循環
 - 2 株式制導入をめぐる賛否両論の対立
- 三 政策の展開と株式制導入の試行過程
 - 1 大中型国有企業での試行の正式容認
 - 2 株式制議論の新たな展開

- 3 株式制試行の第一次ピークおよび問題点
- 4 現代企業制度の確立による改革と会社法の成立
 - 1 現代企業制度確立論の登場
 - 2 株式制試行の新たな展開
 - 3 会社立法の展開
- 五 おわりに

一 はじめに

周知のとおり、改革開放政策が実施されてから一五年目に入った一九九三年一二月に新中国初の統一的会社法（以下において、統一会社法という）が制定・公布され、翌年の七月一日より施行されることになった。その意義についてそれまで中国では、全国的に適用される統一会社法を欠いていたため、会社の設立や運営は地方法規や特別法（中外合弁企業法、中外合作企業法、外資企業法等）、國務院の行政法規などに依拠してきたが、今後は特別法によるもの以外は、新設される会社はもとより、すでに設立されている既存の会社も一定の期間内にこの統一会社法の要件を具備し、それによって規制されることになる。それだけに統一会社法の内容は、中国における今後の会社経営や、外国企業の進出などにも大きな影響を及ぼすことになる^①と見られている。

この統一会社法の制定は、一九八三年に始められ、一九九三年の成立に至るまで実に一〇年の歳月を要した。しか

も、この一〇年間の制定過程において、統一会社法は、株式会社条例と有限会社条例の別々の制定段階（およそ一九八三年から一九九一年まで）、有限会社法の優先的制定・審議の段階（およそ一九九一年から一九九二年七月まで）、主として有限会社と株式会社を規制対象とする統一会社法草案の制定・審議の段階（およそ一九九二年七月から統一会社法の成立まで）の三段階を経てついに成立を見るに至ったのである。²⁾

しかし、統一会社法は、一〇数年にわたり続けてきた中国の改革開放路線における企業体制の改革に関する絶え間ない模索と企業体制改革の進展に従って行われた幅広い企業法制度の整備の展開がなければ、その成立を見ることができなかつたと言つてよいであろう。したがつて、統一会社法における各法制度を正しく理解し、比較法の視点から見られるその特殊性を正確に把握するために、一〇数年の改革開放路線の実施過程において行われた企業体制の改革とそれに応じて行われた企業法制度の整備のなかでも、以下の諸点を明らかにすることは、きわめて重要な意味を持つてであろう。

第一に、改革開放路線の開始と同時に試み始められ、今日までに著しい業績を遂げてきた外資系企業制度の確立およびその法整備である。周知のとおり、外資系企業制度の確立は、外国の資本を利用するために認められたものである。外国資本の利用は、従来の企業制度、すなわち外国の投資家に馴染みのない従来の国有企業および集団所有制企業の制度では、とうてい考えられないから、外国資本を利用するための法制度の整備は、当初から会社制度の導入と会社法制度の確立を中心に行われるようになった。もとより、歴史的な制約を受けざるをえない状況のもとでの模索であるため、不備の点は数多く見られるが、改革開放以来の初めての会社立法の試みとして、それ以後の会社立法に大きな影響を及ぼした点は、看過しえないであろう。

第二に、中国は、国有企業体制の改革を始めると同時に、企業間の協業関係を強化するために、專業会社（原語は

「專業公司」と連合会社（原語は「連合公司」）の設立を進め、後に企業集団の創立を奨励する改革を絶え間なく模索してきた。この專業会社、連合会社および企業集団の設立や運営をめぐる改革においては、個別企業の体制改革よりも、会社（原語は「公司」）とは何か、企業連合体としての專業会社、連合会社および企業集団の法的性質をいかに把握すべきか、企業連合体の法的意義および法人格の有無、企業連合体の株式会社制度化などの問題に関する議論が盛んに行われた。これらの問題のいずれも会社法制度にかかわる重要な問題であるため、この專業会社、連合会社および企業集団の設立・運営をめぐる改革とその改革から生じた多くの会社法上の問題は、中国の統一会社法の早急なる制定を促した最も重要な要因の一つであると言える。

第三に、何と云っても、企業における所有権と経営権の分離を実現し、ひいては行政と企業の分離（いわゆる「政企分離」）を図るための最も有効な手法として認められ、とりわけ一九八四年以後、その試行活動が盛んに行われるようになった株式制企業制度の導入をめぐる改革である。いわゆる株式制企業制度の導入とは、既存企業、主に国有企業と集団所有制企業を株式制企業に改組することであるが、その最初の段階には、株式制企業の組織形態、すなわち株式会社のみなのか、それとも有限会社やその他の会社形態を含めたものなのかなどの問題が山積して、相当の試行錯誤があったが、後に株式制企業の組織形態を明確に有限会社と株式会社の二形態に限定し、有限会社と株式会社の設立・運営を中心とする現代企業制度の確立が企業体制改革全体の目標に掲げられる運びとなった。

実は、中国は、改革開放の開始とともに株式制による企業の設立および発展を農村において農民の共同出資、共同労働・共同経営による企業の一組織形態として承認し、奨励してきたほか、集団所有制企業の株式制による組織変更^③も一九八〇年代の初期から認められている^④。しかし、国有企業、とりわけ大中型国有企業の株式制による組織変更、すなわち国有企業の株式制企業化の問題は、国有企業をめぐる改革が企業の「所有権と経営権の分離」（いわゆる

「両権分離」の改革時期（一九八四年以後）に入ってから登場してきたものであり、国有企業における「両権分離」および政府と企業の分離、いわば「政企分離」を図り、国有企業の活性化を増強するための一方式として提出され、注目されたものであるが、これはその他のいかなる改革の措置よりも社会主義の根幹に係わる最も重大な問題であるため、その当初から激しい議論が引き起こされ、株式制導入の実践過程も、法規制の欠如や株式制に対する認識の不足などの問題を抱えながら、有限会社と株式会社を企業組織形態とする現代企業制度の確立が企業体制改革の目標にされた今日においてもきわめて慎重に、かつ実験的に進められているのである。

以上の三点のうち、外資系企業法制度の確立と企業連合・企業集団の発展および法規制の問題、ならびにそれぞれ統一会社法の成立過程における意義などについて、拙稿「中国外資系企業立法の展開」（中京大学大学院法学研究論集第一五号三三頁以下）と「中国における企業連合・企業集団の発展と法規制の問題」（同論集第一六号一頁以下）においてある程度明らかにしたつもりであるため、本稿は、主として国有企業における「両権分離」および「政企分離」を図り、国有企業の活性化を増強するための最も有効な手段として登場してきた株式制の導入について、一体、いかなる議論が交わされ、政府の政策においていかなる展開がみられ、株式制導入の実践過程はいかなる道程を辿り、いかなる問題が生じたか、そして、株式制をめぐる立法はいかなる過程を経て統一会社法の成立に至ったのかなどの問題を明らかにすることに努める。

二 企業改革の深化と株式制論の登場

1 「放」と「収」の悪循環

中国では、改革開放までのほぼ三〇年近くの社会主義建設の過程において、経済管理体制について、中央管理体制

(タテ割り管理)と地方管理体制(ヨコ割り管理)のどちらにすべきであるかをめぐって数回の改革が行われたが、①これらの改革は、行政管理の範囲に限り、企業の管理は中央が行うべきか、あるいは地方政府が担うべきかについて行われたものであり、行政の企業に対する管理の行き過ぎを根本的に直すためのものではない。②これらの改革においては企業を管理する権限の下放(地方への委譲)と上収(中央への集中)が頻繁に行われ、その過程において中央に回収すれば、経済が硬直して、発展の活力を失ってしまい、やむを得ず、管理の権限を地方に委譲すれば、経済の統一性が失われ、混乱の局面に陥ってしまうため、仕方なく、また権限を中央に取り戻すといった悪循環の状態が生じた、などの特徴を有するものであって、企業制度の再構築のためものではなかったと一般に指摘されている。⁵⁾

一九七八年から始まった改革は、まず農村において行われたが、同時に限られた分野から少数の企業を選んで、一定の自主権を与え、一定の利潤を譲る、いわゆる「放権譲利」の改革も行われ、それは中央政府と地方政府間の権限分配ではなく、直接、企業に一定の経営自主権を与えるというところから始められたものとして評価すべきであろう。しかし、この「放権譲利」の改革はそれまで中央政府または地方政府に集中していた権限(一般には中央管理型と言われている)を行政機関から企業に与えるところにその重点が置かれているため、政府と企業の間企業管理の権限をめぐる「下放」と「上収」の悪循環の傾向が見られるだけでなく、いかなる権限を企業に与えるべきかを定める基準の不明確や、「放権譲利」改革の理論の欠如などの問題を抱えた改革であったことも否定できないであろう。

したがって、一九八四年に採択された中国共産党中央委員会の「経済体制の改革についての決定」は、改革の全面開始を宣言すると同時に、国有企業の活性化を実現するための企業改革を全面改革の中心的課題に据えたいうえ、国家(中央政府と地方政府の両方を含む)と企業の間企業経営管理をめぐる権限を適切に分配するための基準として、企業の所有権と経営権の分離、いわば「両権分離」の原則を明確に打ち出した。また、「両権分離」の具体的な実現

方式について、請負経営責任制やリース経営制の実施を明言し、多種類の経営方式を講じるべきであると強調している。同「決定」には明確な表現が避けられているが、その直後に、すでに農村における共同出資・共同経営の企業形態と集団所有制企業、小規模の国有企業を改造するための一方式として認められている株式制を国有企業、とりわけ大中型国有企業の「両権分離」と「政企分離」の改革の一方式として、その導入を慎重かつ実験的に行うことを認めるようになった。

2 株式制導入をめぐる賛否両論の対立

周知のとおり、社会主義の伝統的な経済理論では、社会主義経済は私有制を基礎とする市場経済体制ではなく、公有制を基礎とする計画経済体制であり、株式制企業は当然のことながら私有制を基礎とする資本主義経済における企業組織形態であると強く認識されてきた。それゆえ上述したような背景のもとに登場してきた株式制の導入について激烈な議論が起こり、もとより議論の対象たる株式制の企業組織形態の不明確や株式制企業の機関組織構造に対する認識の欠如などの問題があるが、賛否両論の真正面からの対立が、この初期段階の議論の特徴の一つであると言える。以下、賛否両論の主な論説を概観する。

(1) 賛成論の代表論説

この段階の株式賛成論は様々な立場、たとえば、社会主義の所有制改革の立場、改革の難問対策の立場、企業の所有権と経営権の分離および行政と企業の分離の立場、あるいは企業の運営制約メカニズム確立の立場などから株式導入の必要性を強固に訴えているが、各論説の概要を見れば、大まかに所有制改革論と株式制役割論の二つに分けて概観することができる。

(イ) 所有制改革論

この時期、株式制を社会主義の所有制の改革の最も重要な方式の一つとしてその導入を推進すべきであると主張している代表的な論説には以下のようなものがある。

(a) 当時の中国社会科学院副院長劉国光氏は、一九八五年一月に開かれた「所有制問題學術シンポジウム」において、「所有制關係改革の若干の問題について」と題する報告を行い、株式制と所有制改革の關係について以下のような見解を示していた。⁷⁾

我が国が進めている經濟体制の改革は主に二つの相互に關連している内容からなり、その一つは經濟運営メカニズムの改革であり、もう一つは所有制の改革である。所有制改革のうち、所有制形態構造に關する改革は、これまでの全人民所有制と集團所有制といった公有制を主としながら、非公有制である所有制形態、たとえば、各所有制間の連合体としての所有制形態、外国資本の単独投資企業や合併企業たる形態、私有經濟形態などの發展を通して所有制形態の多元化を実現すればよいが、最も困難で所有制改革の鍵になるのは、やはり全人民所有制、すなわち国有制の改革である。

これに關しては、小規模の国有企業の場合は、非国有の投資の拡大や請負責任制、リース經營、集團または個人への売却などの方法を通して半国有または非国有經濟に変えていくべきであり、大中型の国有企業の場合は、株式制を一つの重要方式として考えるべきである。なぜならば、株式制には、①過去の全人民所有である企業財産に対して誰も責任を負わないという状況を改め、企業財産の所有關係を具体化すること、②企業の所有者、經營者および生産者(従業員を指す)の間に相互的な制約關係を確立し、企業經營行為の合理化を促進すること、③社会的遊休資金の募集を通じて、資金の横割り流動と資金価格の形成を促し、投資過剰の抑制と社会資源の配置の合理化に有利であること、④当該企業の株式の一部を従業員に持たせれば、従業員の企業生産經營への関心と生産經營改善への積極性が自

然に高まること、などを期待することができるからである。

また、企業の国家株、企業株（当該企業の自社株と企業間の相互保有株の両者を含む）、個人株の比率関係について、慎重に考える必要がある。個人株を主とすると、社会主義の根本でもある公有制を揺るがすおそれがあるだけでなく、従業員の購買力にも限界がある。企業株を主とすると、従業員の労働報酬と所有者としての権利をめぐって、原始従業員と新入従業員の間に対立が生じかねないし、極端な場合、労働者階級が生産手段の所有者と労働力を商品として提供する雇用労働者の二つに分裂する可能性さえ否定できない。したがって、国有企業の株式化は国家株を主とすべきであり、国家が企業の株式の大半を所有することを通して、生産手段（企業財産）の国家所有を保障すべきである。重要なのは国家が企業の一大株主として、取締役会（原語は「董事会」）に代表を送ることを通して企業の経営に関与し、所有者としての権利を確保するが、直接関与はしないことである。もとより、誰が国家を代表して国家株をもち、所有者としての権利を行使すべきかという重要な問題があるが、慎重に検討すべきである。

(b) 株式制導入の強力的な推進派の一人として知られている北京大学の厲以寧教授は、株式制を社会主義公有制の新しい形態としてとらえ以下のような見解を示していた。⁸⁾

企業の活力を増強するために企業の利益・責任・刺激・原動力の問題を解決しなければならぬ。これらの問題の解決は所有制の改革にかかっているため、所有制の改革は経済体制改革の鍵であると言わざるをえない。所有制の改革とは、伝統的な全民人民所有制の形態を突破して、新しい型の公有制に変えるべきである。このような所有制改革は、都市部において考えるならば、その重点を次第に多くの株式制企業と合作企業の設立に置くべきである。合作企業の公有制についての疑いはほとんどないのに対して、株式制のそれについて様々な議論がある。しかし、所有制の改革を通して設立された株式制企業は疑いなく新型公有制企業の一つである。なぜならば、このような株式制企業は労働

者集団が生産手段の所有者であるという公有経済の基本的な特徴を明らかにしているばかりでなく、非国有資金を吸収し、それに対する支配を通して公有経済を拡大していく存在にもなるからである。

また、企業所有制の改革は、以下のような構造を明確にすべきである。①現行の銀行、鉄道、電信郵便などの分野における、国民経済の重要な役割を担っている大型国有企業は、株式制企業に改造する必要はなく、引き続き従来の企業経営管理方式を改善しながら実行すべきであるが、新設の専業銀行や鉄道会社、電力会社、電信電話会社は、株式制企業にすべきである。②修理業、サービス業、飲食業および小売業などにおける既存の小規模国有企業は、請負責任制やリース経営または売却によって非国有企業にされるべきであり、小規模の国有工業工場は、合作企業に改造すべきである。③一般の業種における大中型国有企業については、状況に応じて、有限責任制をとる株式制企業に改造すべきであるし、言うまでもなく、一般業種における大中型企業の新設はすべて株式制企業にすべきである。④中外合弁企業はすべて有限責任制をとる株式制企業にすべきである。

株式制企業における国家関与体制は国家株支配制度（具体的比率は理論上五一%以上となるが、実際にはそれほど高くなくてもよいはずである）を通して実現すべきである。しかし、すべての株式制企業について、国家株支配制度をとる必要はない。この問題については、当該株式制企業の重要性から判断すべきであるほか、仮に株式制企業の株式比率が、国家株以外の企業株が支配株になった場合でも、企業自社株からの代表たる取締役と他企業株からの代表たる取締役は、いずれも公有経済の利益の代表となるから当該企業はやはり公有制企業であると判断すべきである。

(c) 中国社会科学院工業経済研究所の蔣一葦研究員は、当時、国家からの若干の投資を受けて設立された、いわゆる「大集団所有制企業」の改革から生まれた国家株、企業集団株、従業員株の三種類の株式からなる株式制企業を「労働共有株式制」と定義し、しかもこれを伝統の所有制を改革する最も重要な方式であると主張して、以下のよ

うな分析を展開している。⁹⁾

中国の伝統的な公有制の形態は、単一的全人民所有制と単一的集団所有制の二形式に限られている。特に前者については国家が全人民を代表して、直接所有権を掌握しているため、實際上、国家所有制企業となり、以下のような弊害が生じている。①企業所有権の国家政府機関の直接行使によって、国家と企業間の行政関係と財産所有権（原語は「産権」）関係の区別がつかなくなり、行政と企業の不分離状態が作り出され、行政手段による企業経営への干渉が行われるようになったため、企業はその活力を失い、経済全体が硬直化してしまった。②企業所有権の政府機関の直接行使は、企業を政府機関の一種の附属物にしてしまい、そのうえ、企業管理をめぐる「タテ割り」と「ヨコ割り」の分割状態が生じ、企業間の「横割り連合」（原語は「横向聯合」）であるが、企業間の水平的連合関係を指す）を妨げる要因となった。③所属関係の相違から政府の各部門は直轄の企業のみを重視する傾向が強まりつつあるため、結局、社会主義国家の経済への統一管理機能を弱める結果となってしまった。④国家が企業の所有者になったため、労働者と生産手段の直接的結び付きができなくなり、労働者が企業の財産所有権と関係のない存在となり、当然のことながら、労働者は企業財産の損益に関心を持たない結果になる、などである。

伝統の公有制の持つ上述の弊害を克服し、かつ社会主義的公有制の優越性を保つことができるために、公有制の新しい形態を模索しなければならない。改革の実践から現れてきた国家株、企業集団株、従業員株の三種の株式からなる新型企業こそ社会主義公有制の新しい形態である。この新型企業における国家株（または全人民株と呼ぶ）は全労働者所有に、企業集団株は当該企業の労働者集団に、従業員株は従業員（労働者）個人に所属し、結局、所有権は労働者にあるという結果になるため、この新型企業の性質は、「労働共有株式制」と定義すべきである。また、「労働共有株式制」の実行について、以下のような寄与が期待されよう。①企業財産は異なる所有者に所属するが、国家株と

企業集団株が主となるため、企業の公有制が変わる心配はない。②国家は、重要性和業績の異なる企業に対して、機動的な、融通の利く投資対策を講じることができる。③国家は、総合的な、または専門的な投資開発会社を設立し、これらの会社に国家に代わって、国家株を所有させることを通して、国家の企業に対する行政管理と所有権管理の関係を分離し、これまでの国家投資の政府機関による行政行為を企業である投資開発会社の投資による経済行為に変えることができるほか、また国家の投資機能と国家の企業に対する行政管理機能を分けることができ、真に行政と企業の分離構造（いわゆる「政企分離」）を作り上げることができる。④このほか、従来の企業管理における「タテ割り」と「ヨコ割り」の分割の状態を打破し、企業間の「横割り連合」を促進すること、株式所有権組織の確立および組織権限の確定によって所有権と経営権の分離を実現すること、企業集団株の設置によって企業の自己蓄積能力と自己発展能力を高めること、従業員の持株制度を通して従業員の所有者意識と積極性を高めることなどの役割も期待できる。

(四) 株式制役割論

この時期の株式制に関する議論には、改革が直面している諸問題を提出し、これらの問題の最も理想的な解決策として、直接、株式制の役割を論じる説も多かった。その代表的なものは以下のとおりである。

(a) この時期、最も早く株式制の役割について、企業の株式化は改革が直面している様々な難問を解決しうる最も理想的な手段であると考え、株式制役割論を展開させていたのは当時、中国共産党中央宣伝部理論局の呉稼祥（二〇才）と国家経済体制改革委員会の金立佐（二七才）の若手幹部の二人であったといわれている¹⁰。彼らは「株式化…さらなる改革の考え方」と題する論文を発表して、以下のような見解を示していた¹¹。

改革から講じられた措置は、未だに以下のような問題の抜本的な解決になっていない。まず、資金使用と配置の問題について、これまで資金の無償使用から有償使用に切り替えた後、さらにこれまでの国家が直接、企業に資金を割

り当てる制度を銀行からの貸付制度に変えた。しかし、これらの措置は、固定資産占有の問題、国家投資がいかにかに効率の最も高い生産部門に誘導されるべきかの問題、誤った投資をいかにより適切な生産領域に移転させるかの問題、そして国家資金が不足しているとき、早急に発展させねばならない業種の資金需要をいかにかに満足させるかの問題のほか、国家資金以外の社会的遊休資金をいかに生産的利用ができるようにするかの問題の解決になっていない。また、政府の企業に対する行為の合理化問題について、これまで国有企業の所有権と経営権の分離を実現するために様々な措置を講じてきたにもかかわらず、政府と企業の不分離状態、企業管理における「タテ割り管理」と「ヨコ割り管理」の分割状態などが依然として存在し、政府の企業に対する行為は未だに合理化されていない。なお、企業行為合理化の問題について、最も問題となっているのが企業行為の短期化問題である。企業が留保利益の分配について生産への投資を犠牲にしてまでボーナスの過大な分配をすること、投資について、短期利益を追求する傾向が強いことなどがその現れである。このような問題をもたらし、企業行為の合理化を最も妨げているのが企業責任者の上級政府機関による任命という制度である。

株式経済（原語は「股份経済」で、企業の株式化を指すと思われる）は、以下のような独特な機能を有しているため、上述の問題を解決し、各方面の行為の合理化を実現するための有効な手段の一つであると考えらるべきであろう。まず、融資手段としての株式経済は、銀行の貸付や国家予算などによる間接融資に比べると、企業が自ら投資を決定しうるのみならず、利益配当などの圧力もあるため、資金の使用効率の向上に有利であり、企業の利潤率の変動が社会的遊休資金を生産率・利潤率の高い生産部門に誘導し、資金の合理的配置を促進するほか、株式の安定性は企業の安定した生産を保障できるし、株式の自由譲渡は資金流通を促す要因となり、企業は高い利潤によって危険性を伴う資本を調達することも可能であるなどの利点がある。次に、管理手段としての株式経済は、企業財産の所有権を多元

化させる機能を有するだけでなく、取締役会などの機関の設置を通して、所有権行使の主体と企業管理を行う担当者
を分離することができる。また、株式経済においては、最も多くの利益を得るのが資本の所有者であるため、企業家
および従業員が企業の長期的発展に関心を持つようにするために彼らを資本の所有者（すなわち資本の人格化）にし、
これを通して、企業家と従業員の短期利益（労働に応じた分配）と長期利益（出資に対する配当）を有機的に結び付
け、短期と長期の双発の動力をつけた体制を確立することも可能である。

(b) 当時の国家体制改革委員会の董大林顧問は、株式制の役割について、以下のように分析している。¹²⁾

企業の株式化は、商品経済の本質的な要請に適合した形態であり、社会主義社会においても、商品経済およびその
発展が存在する以上、企業の株式化を避けて通ることはできないどころか、社会主義商品経済のもとに株式会社（企
業）は最も活力のある経済実体となり、当面行われている経済体制改革の一つの新たな趨勢にもなるものであり、企
業の株式化は社会主義企業の新しい基点であると言えよう。

企業の株式化は、以下のような役割を持ったため、社会主義商品経済の高度なる発展促進に有利である。まず、株式
企業の所有権と経営権の分離は、行政と企業の職責を分離し、企業に十分な自主権を享有させるのに有利である。と
いうのは企業が株式化されれば、国家が企業の最大の株主であっても唯一の株主ではないことになるため、国家の企
業に対する直接的な行政関与はかなりの制限を受けざるをえないことになるだけでなく、株式会社は法人格を与えられ
た独立の経済実体であり、いかなる行政部門にも従属せず、各級政府との関係も僅かに法律に基づいた義務を履行す
るだけであるため、外部からのすべての非法定的な関与を拒否することができるからである。

次に、株式会社においては行政と企業が分離されているため、株式会社はさらに進んで政策決定権と経営管理機能
を区分した現代企業管理体制を確立することができる。すなわち株式会社企業は、一般に企業の最高政策決定機関として

取締役会を設置し、経営者の任命・解任などの重大事項について決定すると同時に、取締役会の決議の執行や日常生活経営活動の担当者として取締役会の任命による経理または工場長を設置するという機関体制となる。また、企業の株式化により、企業における資金、現物、技術、労力などが株式に換算されるため、「投資の共同調達、危険の共同分担、利益の共同享受」の原則が徹底的に実行され、株主である労働者や他の投資者の企業の発展と損益に対する関心を起こし、彼らの積極性と創造性を大いに発揮させることになるであろう。なお、株式の購入は貯金より有利なはずであるため、株式企業は社会的遊休資金や潜在資金を大いに吸収して、企業の蓄積をさらに拡大し、社会需要と市場競争によりよく適応しうるため、株式制はいかなる方式よりも社会資金を最も広範に吸収するのに役立つものであろう。このほか、株式制は社会主義市場システムの形成、ことに信用競争と金融市場の急速な形成を促進し、実物（現物）管理を価値管理に転換させることに有利であるだけでなく、外資の導入や企業間の「横割り連合」の発展にも有利である。

以上のほか、この時期において、株式制の役割について、上述の役割論とほぼ同じ立場から分析したうえ、国有企業の株式化は、国有企業の活性化問題を解決するための最も有効な手段であると主張する論説もかなり有力であり、¹³また、改革の実践過程から生まれた株式制企業の現実から出発して、株式制の役割については、①資金を集中して四つの現代化を建設するのに有利であること、②国家予算の不足を補い、さらに市場需要を満たすのに有利であること、③資金使用率を高め、生産手段の合理的配置を促進するのに有利であること、④科学的管理を実現し、労働効率を向上させるのに有利であること、などの点を強調している説もある。¹⁴

(2) 反対論の主要な説

企業改革の過程から登場してきた企業の株式化については、上述の賛成論にせよ、以下に分析するその反対論にせ

よ、①労働者個人の共同出資による合作企業の株式化、②既存の合作企業の個人株主の募集による拡大化、③所有制の区別を越えた企業間の「横割り連合」の一つの形態としての株式化、④個人または集団に売却した小規模国有企業の株式化¹⁵のほか、小規模企業の株式化による改造を通して不適当な行政干渉を徹底的に防ぐべきであるなどの点では、意見が一致しており、意見の対立は、もっぱら中国社会主義経済の根幹をなし、その主役を演じている大中型国有企業の株式化の是非をめぐる展開されているのがその特徴である。ただし、反対論のうち、社会主義経済は公有制（財産の私的所有の否定）を基礎とする計画経済（市場経済の否定）であるというイデオロギー的かつ原則的な立場から否定論を示しているものはほとんど見られず、反対論の大多数は、上の賛成論によって期待された株式制度の長所またはその役割について、現実の状況と国有企業の特質に基づいて否定論を展開しているのである。

(イ) 資金調達、資金集中の有効な手段としての株式制

まず、株式制または企業の株式化は、資金調達、資金集中の手段として、個別資本と生産経営の大規模化・社会化との間の矛盾の解決によってもたらされた一結果にすぎない。社会主義経済体制のもとでは、生産手段の公有制の確立によって、国家が大規模生産経営に必要な巨大資本の蓄積の担い手となり、必要な財貨を集めて、大規模な生産活動を行うことは十分に可能であるため、株式制を通して資金調達および資金集中を図る必要はないどころか、仮に株式制によってそれを行うことにすると、社会主義制度の確立によって実現された社会蓄積¹⁷（資金集中を指す）の社会化（国家が代表として行う）が資本主義社会の個別資本の結合（個別資本の共同出資）による個別資本主体の状態に戻るといふ結果になるに違いない。したがって、株式制による国有企業の改革の進歩性を過大評価してはならず、社会主義社会における資金集中の担い手と資本主義社会におけるそれとまったく違うという大前提を無視してはならな

また、株式制は社会的遊休資金を吸収し、生産建設資金不足の問題を解決しようという賛成論に対して、中国においては企業の生産資金不足よりはむしろ国家重点プロジェクトと長期的発展のための資金不足が最大の問題である。この問題の解決にとっては、①国家の資金運営管理に対する統一的な管理機能を弱めること、②社会的遊休資金の吸収に限度があること、③株式の売買によって一部の資金が流通化され、生産資金になりえないことなどの弊害を持つ株式制よりは、むしろ①資金に対するマクロコントロールの実行に有利であること、②大規模の資金を集中して、国家の重点プロジェクトを保障するのに有利であること、③企業活動の誘導と調整に有利であることなどの長所を持つ銀行融資による資金調達のほうがよいと反論している¹⁹。さらに、戦後の日本企業において株式発行などによる自己資金の総資金に占める比率が銀行融資の比率よりはるかに低いことを企業の非株式化モデルの例として取り上げて、銀行融資型の資金調達の長所を強調する説もある²⁰。

(ロ) 企業行為の合理化の有効な手段としての株式制

まず、企業の株式化による所有制の改革は企業行為の短期化問題を解決する最も有効な手段であるという賛成論に対して、株式制は、個人企業や組合企業などと同様に企業組織形態の一つにすぎず、所有制の性質を変えるものではない。企業行為の短期化問題の解決は、責任・権利・利益の相互結合原則に基づいて、企業が自主経営、自己制約、自己改造および自己発展のできる健全なる経営メカニズムの確立を通して図るべきである。それだけでなく、国有企業の公有制を保持するため、企業の経営者や労働者が企業の主要な株主になれないことによって企業行為の短期化問題は一層深刻になるおそれさえあると反論する²¹。また、企業の株式化は、行政と企業の不分離状態と企業行為の短期化の両方を一層深刻させるおそれがある。そのほか、企業の株式化において国家が株主として、企業の経営を掌握することは、現行の国有企業の経営体制と何ら変りのないことになるだけでなく、国家、部門、地方、企業の間で対立

を強めるおそれも否定できないため、それは企業行為短期化問題の解決になりえないと強調する。²²⁾

(イ) 株式制と従業員的主人公たる地位との関係

上述の株式制導入賛成論の多くは、企業の株式化は、株式の一部を従業員株にすることによって、従業員的主人公意識を高め、その積極性と創造性を発揮させることができると強調しているが、これに対して、反対論のほとんどが以下のようなことを根拠にして、その役割を否定している。

まず、社会主義社会においては、労働者的主人公である地位は、労働者が株式を有しているか否かによるものではなく、言うまでもなく、生産手段の社会主義公有制、すなわち全人民所有に属する生産手段は労働者全体の利益に奉仕するものであるということによるものである。労働者株持制度を通して、労働者の生産手段に対する主人公意識を高めるというやり方は、労働者の企業本位、自己本位の利益心を煽るおそれがあり、社会主義公有制の理念と相反する。²³⁾ また、国有企業の巨大資産の株式化において、労働者個人の低い購買力によって購入できるのは僅かのものである。これによって労働者主人公の意識が高められるとは信じがたいことである。無償割当などの方法によって国有企業の株式の一部または大部分を労働者株にするという主張も社会主義公有制を株式化によって私有制に変えるというものにすぎない。²⁴⁾ さらに、国有企業の労働者持株による株式化は株式の購入のできる労働者と様々な原因でそれのできない労働者の間、そして、持株数の差額のある労働者の間に必ず格差と対立を生み、労働者の団結を阻害するおそれがあるだけでなく、企業外の一般人による株式の購入を認め、かつそれに制限を加えなければ、企業の労働者は、自分が一部の個人株主のために働いているのではないかという雇用感まで持ちかねない。²⁵⁾

(ニ) 行政と企業の分離の有効手段としての株式制

上述した賛成論のなか、国有企業の株式化は、企業の所有権と経営権を分離し、ひいては行政と企業が同一体にな

っている状態を打破して、行政と企業を徹底的に分離するための最も有効な手段であると論じている説が多いが、これに対して、反対論は以下のように反論を展開している。

国有企業の株式化は国有企業の資産が巨大なものであるため、個人は主要な株主になりえないという問題もあるが、それより社会主義公有制、とりわけ全人民所有制を堅持するため、国家がかならず企業の最大の株主になる必要がある。そうすると、最大の株主である国家は企業の経営者の派遣、または任命と解任、企業の重大事項や利益の分配などを決定することになる。これは伝統の計画経済体制のもとでの国家の企業直接経営体制とまったく同じである。したがって、国有企業の株式化は、企業の所有権と経営権の分離、行政と企業の分離の最も有効な手段として期待できないどころか、国家行政部門の企業経営への干渉を合法化し、自主権拡大の改革によって企業がようやく獲得できた一部の自主権を失わせ、行政と企業の不分離の状態が強化されてしまう結果になるだけである。²⁶

(3) 小 結

以上に見てきたように、この時期の株式制の導入に関する議論は、企業の株式化は、主に①株式制の資金調達の有効手段としての効用性を認めるべきかどうか、②企業行為の短期化問題の解決策になりうるかどうか、③企業の所有権と経営権の分離、ひいては行政と企業の分離を実現する一方式として成り立つかどうかの点をめぐって展開されている。かような議論の、①株式制企業を異なる出資主体の投資による一種の混合型所有制形態としてとらえ、これをもって伝統の単一国家所有制形態を改革し、企業所有者の多元化を目指して、国家所有制による様々な弊害を克服すべきであると強調されている点、②株式制の資金調達の効用が注目されている点、③株式制企業における所有権と経営権の分離機能が強調されている点などは評価されるべきであろう。

しかし、この時期の議論は、株式制企業の企業組織形態としての重要な位置付けに対する認識が相当不足している

ため、株式制企業、とりわけ株式会社を現代企業組織形態の最も重要な形態としてとらえておらず、株式制企業がその設立、資本制度、機関構造、重大事項の決定および変更、会計計算制度および解散、消滅などの面において伝統の国有企業や集団所有制企業に比べて、いかなる特徴を持つ企業制度であるかという最も重要な問題にほとんど触れていなかった。それゆえこの時期の議論は、①株式制企業の組織形態の不明確（有限会社と株式会社のみか、それともその他の会社形態をも含めるかが不明）、②株式制企業の機関構造に対する認識の不足、③株式制企業の所有者の有限責任や法人格の重要性に対する認識の不足などの欠点を持つものであったと言えよう。

三 政策の展開と株式制導入の試行過程

1 大中型国有企業での試行の正式容認

中国の経済体制の改革が農村から始められたのと同様に、改革以来の株式制導入の試行も最初は都市部にある国有企業の改革と関係なく、農村における農民の共同出資、共同労働・共同経営による企業の一形態として誕生し、政府の承認と奨励を受けて、普及し始めたのである。²⁷このような農村における株式制企業に対する政府の指導方針として、まず、農村での株式制企業の発展に道を開いたとも言われている一九七九年三月の國務院の「農村企業を發展させるための若干の問題についての規定」においては、生産大隊や生産隊の公益準備金の一部を株式の形でこれらの企業に投資してもよいと明言されており、また、一九八三年に公布された共産党中央委員会の「目前の農産經濟政策の若干の問題」のなかで、共同出資者が労働に応じて利益を分配する原則を主とすると同時に、持株数に応じて利益の分配を受けるような共同出資の企業も社会主義の性質を有する合作經濟であると述べられている。さらに共産党中央委員会の「一九八四年の農村活動に関する通知」において、農民が各種の企業に株式の形で投資することを奨励すると同

時に、集団や農民が「自主互惠」原則に基づいて資金を集め、共同で様々な企業を設立することを奨励し、とりわけ開発的な事業を行うことを支持するという政府の方針が明らかにされていた。

都市部においては、改革の重点が農村から都市に移され、改革がすべての分野に広げられ、次第に深まることについて、株式制の試行に関する政府の政策は、集団所有制企業や小規模の国有企業に限って株式制を企業の活性化の方式として認めた段階を経て、最終的に最も議論されている大中型国有企業での株式制導入の試行を認めるという展開になった。

まず、都市における改革が本格化された一九八四年四月に、国家体制改革委員会が「都市経済体制改革実験工作座談会」を開き、都市における株式制の試行について、都市の集団所有制企業と小規模の国有企業の活性化を実現するために、従業員に自企業の株式の購入と株式に対する配当金の受け取りを認めるという形で株式制の試行を承認する方針を明確にした。²⁸ また、同年一〇月に改革の全面開始を宣言した「経済体制改革に関する決定」が公布され、多種類の所有制形態の発展を認め、多種類の所有制形態にふさわしい多様な経営方式を模索しなければならないという方針が明らかにされた。これを受けて初めて株式制を国有企業、とりわけ大中型国有企業の活性化を実現するための重要な方式の一つとして正式に認めたのが一九八六年一二月に公布された「國務院の企業改革を深め、企業の活力を増強することに関する若干の規定」である。ただし、同規定には、「各地域は、条件を備えた少数の全人民所有制大中型企業を選択し、株式制試行を行ってもよい。企業の間で相互に投資し、または共同投資して企業を新設する場合、原則として株式制を採用するのがよい」と明確に定められているからである（同規定二条）。

この規定を契機に、最も議論されている大中型国有企業も株式制導入の試行を行い、国有企業を株式制企業に改造することができるようになった。さらに一九八七年一〇月に開かれた中国共産党第一三回大会における「政治活動報

告」は、一步進んで、株式制の性質などについて、「改革のなかから生まれた株式制には、国の保有株、部門、地方、企業の参入株、個人の購入株の諸形態があるが、これは社会主義企業における資産組織方式の一つであり、引き続き試験的に実施してもよい。一部の小型全民所有制企業の財産権は、集団または個人に有償で譲渡できる」と述べており、特に株式制企業を資産組織形態の一つとしてとらえていることが国有企業における株式制導入の試行を大いに促進する要因の一つになったと言えよう。これにつづいて、一九八八年九月の党の第一三期三回総会における報告においては、「公有制を中心とする株式制は、これを真剣に研究し、徐々に推し進めるべきである。しかし、我が国の国有企業は決して私有化の道は歩まない。公有制を中心とする株式制は私有化ではなく、大ざっぱな、十分明確でない財産権を比較的明確な財産権に変え、企業メカニズムと企業行為の適正化に役立てようとするものである」という見解が明言されており、株式制の財産権の明確化と企業メカニズムおよび企業行為の合理化における役割が強調されているのがきわめて印象的である。²⁹⁾

このような党・政府の株式制の試行に対する政策の展開につれて、後に述べるように、一九八四年前後から一九八八年にかけて、北京、上海、深圳などの多くの大都市において大中型国有企業での株式制導入の試行が行われ、改革以来の第一次株式制導入試行のピークを迎えることになっただけでなく、株式制の導入に関する理論界における議論も、上述の一九八六年以後の党・政府の株式制の大中国有企業への導入の正式の容認と明確な見解を契機に、反対論が次第に消え、多くの論説が国有企業の株式化を国有企業体制改革の目標モデルとして認め、議論の重点は国有企業の株式化と企業の公有制の関係をいかに調整すべきか、すなわち国有企業の株式化の過程において国有企業の財産の国家所有制をいかに実現すべきであるかというところに集中される展開となった。

但 御 構 事 相 取 上 一 門 へ 自 身 へ 向 け 申 上 せ ぬ 事 也

り離し、企業の自己管理、自己制約のメカニズムを確立するのに有利であること、④企業の独立した経済単位としての地位を保障し、企業行為の長期化を実現させるほか、非政府ルートによる資金募集を可能にする、などの長所を持ったため、国有企業改革の目標モデルとして認めるべきこと、などである。³⁰⁾

しかし、これらの提案は、公有制を主とする株式制企業をいかに設立すべきか、なかんずく国有企業の株式化において企業財産の国家所有制をいかなる形式によって実現すべきかの重要問題についての見解において若干の異なる点が見られる。

(1) 前述したように、株式制による所有制改革論を最も早くから唱えた北京大学の厲以寧教授の率いる北京大学研究グループの経済体制の中期改革提案は、国有企業の株式化について以下のような見解を示している。³¹⁾

企業の株式化は、企業の財産権関係を改革するものであり、企業改革の目標モデルでもある。国有企業の株式化とは企業の会社制度化のことであり、株式化される企業の株式構造については、企業の国有財産を国家株に換算し、営の国有資産管理会社が国家を代表して国家株の株主権を行使する。国家株のほか、企業の留保利潤における従業員福祉基金と奨励基金を、企業の従業員集団（代表機関は従業員大会とする）がその株主権を行使しうる「陰の株式」（従業員集団がその株主権を行使することができても、この種の株式の所有者は依然として国家であるため）、いわば自企業株³²⁾にする。すなわち国有企業の株式は国有資産会社が株主権を行使する国家所有株と従業員集団が株主権を行使する自企業株の二種類になる。³³⁾

また、株式制企業の運営管理機関として、まず各級人民代表大会のもとに全人民財産委員会を設置して、同委員会が国有財産の維持と管理を監督する。そして、各株主の持分に応じた代表者から構成される取締役会を企業の意思決定と業務執行の機関にする。なお、国家株の企業経営への関与を弱め、行政と企業の分離を徹底的に実現するために、

全人民財産委員会の監督のもとで国有資産管理会社の管理下に置かれている一部の国有財産を他の公有制企業を相手に売却し、これによって、国有企業の株主の多元化を促進し、企業間の相互所有を主とする新しい公有制形態を目指すべきである一方、国家株を普通株、優先株、特別株に分ける方法を通して、国家株の収益権を強めると同時に、経営参加権を弱めるべきである。

(2) 中央党校研究グループの経済体制の中期改革提案は、現代企業制度の確立を中心に国有企業の株式化について以下のように提案している。³⁴

企業改革は、その中心的任務を単なる経営メカニズムの改革から現代企業制度の確立に移すべきである。なぜならば、現代企業制度では、法律による独立法人財産制のほか、各所有者、法人所有者（会社のこと）、経営者および従業員の間の相互依存・制約の経済関係と法律関係、企業の意味決定機関、経営管理機関および監督機関からなる企業の明確な機関制度の存在がその最も顕著な特徴になっているからである。また、現代企業制度の最も典型的な組織形態は株式会社（原語は「股份有限公司」）であり、所有者代表、経営者、労働組合代表の三者から構成される取締役会をその最高意思決定機関とし、取締役会において選任され、意見の対立時に最終決定権を有する董事長が会社の法定代表者となり、取締役会の下に取締役会により選任され、会社の日常経営管理活動の総括にあたる経理または工場長を設置し、会社財産の運営について、経理が会社定款および法規定に従って、定期的に会社の経営や財産負債の状況に関する情報を公開して、取締役会による監督と社会的監督を受けなければならないというところに株式会社の機関構造の特徴がある。

(3) 国有企業の株式化論において「法人所有制」論の提唱者としてよく知られている呉敬璉研究員の率いる研究グループの経済体制の中期改革提案は、国有企業の株式化について以下のような見解を示している。³⁵

先進諸国の経験によれば、現代大規模生産に最も相応しい企業組織形態は株式制会社制度とそれに適合する株式流通市場である。したがって、株式制会社制度を大中型国有企業を改革するための基本的形式とし、企業財産組織の基本的形態とすべきである。また、国有企業の改革においては、国有企業の財産を整理算定してから、無償、部分有償、全部有償の原則に従って、企業財産の所有権を再構築して確実なものにし、国有企業を株式会社に改造すべきである。具体的に言えば、それは社会保障制度の改革に合わせて、国有企業の部分財産を株式に換算して、養老金基金会や失業保険基金会など社会保険保障機関に譲り、残りの部分財産の株式所有権を大学や病院、文化団体、研究機関などの非政府機関に譲るほか、保険会社や財産権の明確な企業および他の非政府機関などによる国有企業の株式の購入を奨励するなどの方法によって実現されるべきである。

以上のほかに、国有企業の株式化は、国家株、集団株、個人株などの株式所有者の多元化を通して企業財産の国家単一所有の問題を解決し、所有者間の利益均衡メカニズム、企業行為制約メカニズムなどを形成することができる。また、国家所有権の株式所有権への転換によって国家の行政機能と所有者としての機能を分離することもできる。また、国有企業の財産の所有関係について中央政府と地方政府のそれぞれの所有財産を明確にしたうえ、各級政府のもとに所有権の代表機関として設立される国有資産管理局にその所有財産の管理および監督を委ねるべきであり、企業の自己所有資金などによる財産は、企業の所有となり自企業株式の基礎財産であることなどを強調する説も相当有力である。³⁶⁾

以上において、大中型国有企業への株式制導入の試行が容認された後の株式制に関する議論の展開を概観してきたが、賛否両論の激しい対立の時期に比べると、株式制による国有企業の改造、すなわち国有企業の株式化を企業改革の目標モデルに据えた点、国有企業の株式化とは国有企業の会社制度化を意味することであり、換言すれば、法定化

される法人財産所有制を中心とする現代企業制度を確立することであると認識された点、また、国有企業の財産権の多元化、すなわち国有企業の財産所有主体の多元化の重要性が強く認識され、かつ国家所有権の代理機関による行使を通して国家の管理者としての機能と所有者としての機能の分離が強固に主張された点などは評価に値するであろう。しかし、この時期の議論は、依然として株式制の企業組織形態としての重要性と位置付けに対する認識が不足しているため、賛否両論の対立時期と同様に、株式制企業の組織形態の不確定、株式制企業の機関構造に対する認識と社員の有限責任および法人格の重要性に対する認識の不足、または誤解などの問題が残されたものであると思われる。

3 株式制試行の第一次ピークおよび問題点

上述したように、一九八四年に改革の重点が農村から都市に移されるにつれて、都市における企業（集団所有制企業と小規模国有企業が中心）の株式制による組織変更も試みられ、数は少ないが、一部の株式制企業が社会経済の中に登場してきた。一九八三年に株式ではなく、「株式証」（一種の出資証明書である）の公開発行によって設立された深圳宝安県連合投資会社、一九八四年七月に設立された北京市天橋百貨株式有限公司、同年九月と十一月にそれぞれ設立された上海華寧実業会社と上海飛樂音響会社、一九八五年一月に設立された上海延中実業株式有限公司、同年に設立された広東広州商業城株式会社などのほかに、金融業界における最初の株式制企業として一九八六年七月に資本の五〇％を中国人民銀行が国家を代表して所有し、残りの五〇％を株式として公開発行するという方式によって設立された交通銀行などが、その代表的な例として一般に取り上げられている。

そのうち、一九八四年七月に設立された北京市天橋百貨株式有限公司は、改革以来の最初の本格的な株式制企業であると言われているが、この会社の場合、発行された二、〇〇〇万余元の株式は、株式と呼ばれていたものの、三年を償還期限とするものであるため、實際上、債券というべき内容のものであった。したがって、名実ともに株式制企

業と言える第一号は、一九八四年九月に限定募集（内部募集）で三〇〇万円の株式を発行した上海華寧実業会社であるかもしれないという指摘もあるが、同年十一月に設立された上海飛樂音響会社は、株式の公開発行による第一号であるため、この会社を新中国建国以来の比較的規範化された株式制企業的第一号に挙げている主張も見られる。³⁷

それから、経済の過熱と猛烈なインフレの問題を解決するための「経済整備・整頓」の引き締め政策の実施が決められ、株式制導入についても、規模の拡大を抑制し、重点をすでに設立された株式制企業の質的向上に移すという方針が明らかにされた³⁸一九八八年末に至るまでに、北京、上海、深圳などのほか、四川、瀋陽、広州、武漢、南京、大連などの条件の比較的良好な地域を中心に、条件の整った一部の大中型国有企業での株式制導入の試行活動が全国の多くの地域において行われるようになり、改革以来の株式制導入の試行の第一次ピークを迎え、株式制企業の組織形態の不明確などの問題もあって、適切な統計は難しいかもしれないが、一九八八年末に株式制を実施した企業の数はずでに六、〇〇〇社に上っていると一般に言われている。³⁹

この時期の株式制試行の実態およびその問題点を把握するために、一九八九年上半期における瀋陽、大連、成都、重慶、武漢、南京、上海、深圳、北京などの一四都市の代表的な九七社の株式制試行企業の実態に関する抽出アンケート調査が國務院法制局の担当官によって行われ、以下のような点が明らかにされている。⁴⁰

(1) 株式制試行企業の基本状況

まず、九七社の株式制試行企業のうち、従前の非株式制企業から株式制企業に改造されたのが七七社で、全体の約八〇%を占めており、新設の二〇社も、そのうちの一一社はいくつかの企業の合併による新設企業であるため、総じて言えば、従前企業の改造によるものが九七社のうちの八八社となり、全体の約九〇%を占め、本当の新設企業は僅かの九社しかなく、全体に占める比率は一〇%にも達していないという結果になる。次に、九七社の株式制試行企業

のうち、改造前の所有制形態について回答を寄せた八二社の所有制形態を見ると、八二社のうち四五社が集団所有制企業であり、残りの三七社が全人民所有制企業であったのに対して、改造後の九七社の企業の所有制形態は、混合所有制企業（主として全人民所有制企業と集団所有制企業との混合である）が八五社で、単一の全人民所有制企業が一二社となっているが、単一の集団所有制企業は姿を消している。

さらに個人投資を吸収することが企業の株式化の重要方式の一つとなっている。九七社の企業のうち、個人株主を有する企業は七四社に上り、その理由として、①個人の手中に散在している社会遊休資金を吸収することによって資金不足の解決を図り、②従業員に投資をさせる方法によって従業員の企業経営に対する関心を高めるという二つのことを挙げている。また、株式制導入の試行は主に中小企業において行われおり、九七社の企業のうち、企業資産が一億元以上になっている企業はただの八社しかない。残りの八九社は中小企業であるばかりでなく、そのうち、従来の集団所有制企業であったものが四五社で、残りの四四社の多くにおいても集団所有制企業が主要な株主となっている。資産が一億元以上の八社のうち、國務院の決定によって設立された株式制商業銀行の二社を除けば、部門や地方政府の決定によって設立されたものはただの六社だけである。

(2) 株式および株式の利益配当など

まず、当該企業が株主になって自社企業の株式を保有する、いわゆる企業株は株式制試行において普遍的に存在している問題である。九七社のうち、自社株式を取得している企業は七二社（約七四％）に上り、そのうち、四四社の企業株の財源が集団所有制財産であり、六四社の財源が企業自己資金である。また、株式制試行企業の危険分散メカニズムは形成されておらず、九七社のうち、三四社は株金返済の株式を発行しており、従前の単一所有形態から改造された六社は企業の既存資産に対する評価を行っておらず、企業利潤、株式の利息、利益配当について何らの規定も

置かれていない企業と企業の赤字経営の責任を重要視しない企業はそれぞれ一七社と五七社に上っている。株式制企業の利息、利益配当について、一定の制限を加えているものの、各地の制限規定が異なっているため、九七社のうち、利息、利益配当について上下の制限を設けていない企業もあれば、利息、利益配当の年総額が株金総額の一六%を超えてはならないという制限を設けている企業もあり、さらに固定利息を配当し、利益配当についてなんらの制限も設けられていない企業もある。

(3) 株式制試行企業の機関制度

試行企業の多くは株主総会、取締役会、監査役会といった一般株式会社における機関制度を採用していない。九七社のうち、工場長、党委員会、従業員代表大会という従前の国有企業の機関組織制度をそのまま維持している株式制企業が一四社であり、機関組織制度を変更した八三社の企業のなかでも、二八社の企業が株主総会を、六四社の企業が監査役会を設置していないほか、一四社の企業の経理は政府主管部門の直接任命によるものであり、八三社の企業のほとんどが党の組織を有しており、従業員代表大会を設置し続けている企業も相当の数に上っている。

(4) その他

株式制試行企業の多くは、上述したように混合所有型であるため、現行の所有制別の法律、政策に対して不満をもち、その数は七五社に上っている。そのうち、現行の法律、政策のもとでは株式制試行のスムーズな展開は望めないため、一連の株式制の発展に適応した法律、政策を制定し、株式制企業の正常な運営に良好な外部環境を提供するよう要求すると回答した企業が五五社となっている。しかも大中型国有企業の場合、その経営自主権が中小企業のそれより相当に制限されており、政府の付属物としての地位も根本的に解決されていないため、現行の法律、政策に対する不満もそれなりに大きい。

國務院法制局の担当者の報告は、以上の分析から、株式制導入の試行は、統一的指導や規範が欠如しているほか、明確化された目標のない状態のもとで進められ、規範性に欠けており、しかも異なる政策上の取扱を受け、統一的な法律や政策がなく、伝統の所有制別の法律、政策のもとで試行されているため、相当歪んだものとなり、理論界で期待された株式制に程遠い存在となっていると指摘している。また、同報告は、株式制の優越制がその試行過程において発揮されなかったことは、株式制自体が我が国の国情に適合しないということの証明ではなく、その試行が国の統一的政策、法律のない状態のもとで行われているため、正常な発展ができなかったことを意味するほかならず、株式制の試行をより一層深め、かつ発展させるためには、適切な法律を制定し、試行企業の規範化を図らなければならず、それも延期すればするほどより複雑な局面を作り出してしまうことになりかねないと結論付けている。

したがって、この時期の株式制試行の問題点としては、株式制に関する統一的な法規制の立ち遅れ、株式の種類および株式の利息、利益配当が不統一な状態にあること、原因はともあれ、株式制の企業組織形態としての企業メカニズムの再構築の役割を無視し、単なる資金集め（いわゆる「社会集資」）の手段の一つとして試行されていること、国有企業の資産評価に関する組織および評価基準の不明確による国有資産の流失、株式市場の不完全による株式の投機売買や株式価格の形成メカニズムの不確立、株式の債券化などが一般に指摘されているが、統一的法規定・政策の欠如による非規範的な株式制導入試行と、株式制による企業制度の再構築の役割を無視し、株式制の最大効用を資金集め、言わば「社会集資」の最も有効な手段としてとらえていることが最大の問題であると思われる。⁽⁴²⁾

四 現代企業制度の確立による改革と会社法の成立

1 現代企業制度確立論の登場

周知のとおり、一九九二年の初めに経済建設と改革開放の加速を呼びかけ、計画経済と市場経済のいずれも経済を
発展させるための手段にすぎず、それ自体が社会主義と資本主義の基本的な区別ではないなどの重要な内容を盛り込
んだ鄧小平の「南巡講話」が全国に公表された。この大号令を受けて開かれた一九九二年一〇月の中国共産党の第一
四期大会は、中国の経済体制改革の目標は社会主義市場経済体制の確立であることを明らかにし、企業、とりわけ国
有大中型企業の経営メカニズムの転換、企業の市場進出による活力の増強、そして企業における財産権の明確
な確立、行政と企業の分離、企業の自主権を確保なものにすることなどを通して企業が真の自主経営、損益自己負担、
自己発展および自己制約できる法人実体および市場競争の主体となり、しかも国有資産の価値保全と増加の責任を負
うものになるようにするのが社会主義市場経済体制確立の中心的な一環であると述べている。また、同大会は、国有
企業の株式化について、「政企分離」、企業の経営メカニズムの転換および社会からの資金募集に有利な株式制の導入
の実験活動を積極的に行い、そして経験を総括し、関連法規定の制定および実行を強め、株式制の規範的かつ健全な
発展を図るべきであることを強調している。⁴³⁾

このような国の指導方針のもとで、正式に現代企業制度の確立という概念を用い、現代企業制度の基本特徴を明示
したうえで、現代企業制度の確立は社会主義市場経済体制確立の中心的な内容であり、企業体制改革の目標と方向で
もあると明確に示したのは、一九九三年一月に開かれた党の十四期三中総会において採択された「中共中央の社会
主義市場経済体制の確立の若干の問題に関する決定」（以下、市場経済体制確立決定と略す）によってである。同年
一二月に発表された現代企業制度調査研究グループの「社会主義市場経済体制に適應する現代企業制の確立」と題す
る研究報告書や、一九九四年三月に開かれた第八期「人大」第二回会議における政府活動報告などにより、現代企業
制度の確立の方針がさらに明確にされたのである。

これらの「決定」や「報告」などは、現代企業制度の確立に関して以下のことを明らかに示している。⁽⁴⁾

(1) 社会主義市場経済体制の確立と現代企業制度の確立の関係

社会主義市場経済体制の確立とは、市場が国のマクロ規制のもとで資源の配置に対して基礎的な役割を果たすことにはかならない。この目標を達成するためには、公有制を主とし、多種類の経済構成要素とともに発展させる方針を堅持して、国有企業の経営メカニズムの転換をさらに進め、市場経済の要請に適応し、財産権および権利と責任の關係が明確化され、行政と企業が切り離された、管理が合理的に行われる現代企業制度を構築すべきである。現代企業制度の確立は、社会化された大規模生産と市場経済を発展させるうえでの必然的な要請であり、我が国の国有企業の改革の方向でもある。また、大中型国有企業が国民経済の支柱であるため、国有企業をめぐる改革は経済体制改革の重点であり、難点でもある。国有企業の活力を増強する最も根本的な方法は、改革を深め、経営メカニズムを転換し、財産権を明確にさせ、責任と権利を明確にし、行政と生産管理を切り離し、管理が合理的に行われる現代企業制度を確立することにある。

(2) 現代企業制度の基本特徴

現代企業制度は、以下のような基本的特徴を有する企業制度である。①企業における国有資産の所有権は国に属するが、企業は国を含む出資者の投資によって形成される法人財産権を有し、これをもって民事上の権利を享有し、民事責任を負う法人実体となるといった明確な財産権関係を有すること、②企業はその法人財産権をもって法律に基づいて自主経営、損益自己負担を行い、法規定どおりに納税し、出資者に対して資産価値の保持と増大の責任を負うこと、③出資者は企業に投入した資本額に応じて、所有者としての権益、とりわけ利益分配を受ける権利、重大事項に対する議決権および経営者の選択決定権を享有し、企業債務に対して投入した資本額のみを限度に有限責任を負うこ

と、④企業は労働生産性と経済効率の向上を目的とし、市場ニーズに応じて生産経営を行い、政府の企業の生産経営に対する直接介入を受けず、市場競争における優勝劣敗のメカニズムのもとで発展を図り、長期的に欠損を出し、債務超過したものは法律に基づいて破産すべきであること、⑤合理的な企業指導体制と組織管理制度の確立を通して、所有者、経営者および従業員の相互間の関係を調節し、奨励と制約を結び付ける経営メカニズムを形成すること、などである。

(3) 現代企業制度確立の重点および手順など

まず、現代企業制度確立の重点は、企業の財産権関係を明確に確定し独立した法人財産を有する企業法人制度を完全なものにすること、従来の企業の所有制別からではなく、企業財産の構成形態および法的責任（出資者の責任を指す）によって企業の組織形態を分類し、とりわけ現代企業制度の最も重要かつ典型的な組織形態である有限会社および株式会社の組織形態をモデルに国有企業を改造することにある。また、このような意味での国有企業改造の手順などについては、企業の実際状況に従って、様々な形を取り、区別して対応すべきことは重要である。すなわち、国家の安全、国防、特定の業種および特殊な製品の生産を行っている国有企業の場合、引き続き国有国营の形を取り、国家が直接管轄、管理するが、なかに会社組織に変更すべきものがあれば、それを国家単一投資会社に改組すべきである。条件の整った一般の国有企業については、有限会社または株式会社に改組すべきであるが、主幹産業と基礎産業における中堅国有企業の主導的役割と影響力の範囲を拡大するために、国家株の支配地位を確保するとともに、非国有資金による株式参加を行うべきである。

ただし、株式会社と比べると、有限会社は少額の資本で、運営しやすいほか、改造コストが低いなどの特徴があるため、特殊な業種を除けば、国有企業はまず多数の出資者の出資による有限会社に改造され、そのなかに、三年連続

して業績のよい、一定の条件に達した少数のものを厳格な資格審査と許可の手続きを経て、株式会社に改造するといふ手順を踏むべきである。このほか、現代企業制度の要請に基づいて、既存の全国的な業種別大型会社（原語は「全国性行業総公司」である）を逐次に持株会社制度（親子会社制度）に改造することを通して、公有制を主体とし、財産権の結付きを紐帯とし、地域・業種にまたがる大型企業グループに発展させていくべきである。また、一般の小型国有企業の場合は、引き続き請負責任制、リース経営の実行を続けたり、有限会社または株式合作会社に改造したり、あるいは集団または個人に売却すべきである。

このような現代企業制度確立論の登場の背景として、以下の二点を挙げる事ができよう。その一つは、それまでの企業自主権拡大や「両権分離」、企業経営メカニズム転換などの改革は、一定の成果を上げたものの、企業財産権関係の不明確、企業組織制度と管理制度の不合理などの企業体制の深層部に存在する矛盾を解決することができなかつた。したがって、これらの矛盾を解決するには、企業改革をめぐる方針を政策調整の立場から企業制度の再構築に転換し、完全なる企業法人制度を主体とし、有限責任制度を中心とする現代企業制度の確立に力を注ぐ以外に道はない、という企業改革の難局打破の必要性が強く認識されたことである。もう一つは、会社制度を基本組織形態とする現代企業制度は、市場経済の必然的産物であり、法律による出資者所有権と法人財産権の分離、関与者の権利・責任関係の明確化が実現されているほか、経営の危険分散と広範な大衆からの資金調達にきわめて有利であり、また、明確な財産関係によって行政と企業の分離をし、国家の企業に対する無限責任を解除しうる、という現代企業制度の有利な特徴などが一般に認識されたことである。⁴⁶

2 株式制試行の新たな展開

前述したように、一九八八年から一九九一年の始めまでの三年の「経済整備・整頓」の政策のもとでは、株式制の

試行は規模を拡大せず、試行企業の質を高めるといった状態に置かれていたが、一九九一年に入ってから、「整備・整頓」の任務の達成が宣言され、経済体制全体の改革の機運が徐々に高まりつつあるのにつれて、株式制試行を慎重かつ継続的に行うことが強調されるようになった。たとえば、國務院により全国に通達された中国国家経済体制改革委員会の「一九九一年の経済体制改革の要綱」のなかにおいては、公有制を主体とする株式制の試行活動を慎重かつ継続的に行うべきであることが強調されると同時に、法人持株による株式制を積極的に推し進め、多方面からの出資による会社は最初から有限責任会社にすべきであり、既存の合弁企業や他の連合企業も間もなく公布する「有限公司法」に従って規制され、規範化されるべきであること、企業内部の従業員持株による株式制の試行については、その質的向上に重点を置きながら逐次規範的なものにすべきであり、株式の公開募集と上場による株式制の試行については、上海と深圳の両都市に限って、実験的に行われるべきであることなどが明らかにされている。⁴⁶

株式制試行の多くの重要なことがらを明らかにするとともに、その試行を積極的に行うことを決め、株式制試行の新たな展開を促したのは、上述の鄧小平の「南巡講話」と同じ時期の一九九二年二月に深圳で開かれた株式制企業試行活動座談会における「株式制企業試行活動座談会についての報告」（以下、報告と略す。同報告は國務院により全国に通達された）と、この報告の要請に基づいて、同年五月に国家経済体制改革委員会、国家計画委員会、財政部、中国人民銀行などの連名で公布された「株式制企業試行弁法」（以下、弁法と略す）である。なぜなら、同報告と弁法により以下のことが明らかにされているからである。⁴⁷

(1) 同報告は、株式制試行の役割について、株式制は、企業の経営メカニズムを転換し、企業の活力を增強し、経済の発展が必要としている資金を集めるのにきわめて有利であるほかに、国有資産の価値保持および増殖を保障し、産業構造を調整するのにも役立つ。そして、株式制の試行活動を断固として継続し、かつ積極的に進むべきであると

して株式制試行の必要性を強く強調するだけでなく、それまでの株式制試行活動の問題について、①株式制試行および株式制企業の創立などに関する法整備が立ち遅れていること、②多くの株式制企業は株式制の基本原則に基づいて創立されたものではないため、規範化に相当欠けていること、③一部の国有企業における国有資産に対する価値評価が低く行われ、または価値評価がなされていないため、国有資産の流失または国家株の利益の侵害が問題となっていること、④過度な株式投機売買および株式売買の過熱現象が問題となっていること、⑤株式制に関する知識、人材および実践経験の不足などの点を指摘した。その対策として、①株式制試行および株式制企業の設立・運営に関する法規の早急なる制定、②株式制に関する知識の普及、人材の育成および国際基準に適合し国家の認可を受けた会計事務所設立、③株式市場の操縦防止および内部者取引の抑制を中心とする株式市場の管理の強化などを取り上げている。

(2) 同報告は、株式制企業の種類には、①法人持株による株式制企業、②企業内部従業員持株による株式制企業、③株式の公開募集非上場による株式制企業、④株式の公開募集上場による株式制企業の四種類が存在し、①と②の株式制企業の設立および運営については全国各地においてその試行を行ってよい。③の株式公募非上場型の株式制企業についてはその試行は当面、広東、福建、海南の三省に限って行われるべきであり、④の株式公募上場型の株式制企業の設立・運営に関する試行は上海と深圳の両都市に限って行われることにするが、中国の株式制の発展の道および経験を模索するために大胆に進めるべきであり、他の地域における上場の条件に達した株式の上場は厳格な審査許可を得てから上海と深圳両都市の証券取引所において行われるべきであるという明確な指導方針を示している。

(3) 同弁法は、株式制試行の目的について企業の経営メカニズムの転換および「政企分離」の促進、新たな金融ルートの開拓、生産要素の合理的流動および配置の促進、国有資産の価値保全および価値増殖、運用効率の向上の実現などの役割を強調し、株式制試行の原則として、公有制を主体とする原則、株式平等の原則、国家産業政策の遵守

および産業構造調整に有利な原則などを取り上げている。また、初めて正式に株式制企業の組織形態を株式会社と有限会社の二つにすることが明確にされたほか、投資主体により株式を国家株、法人株、個人株、外資株の四種類に分けることなども明らかにされている。

以上の政府の株式制試行関する方針のなかで、株式制の役割を高く評価し、その試行を断固として積極的に行うべきであると強調している点のほか、法人持株型および従業員持株型による株式制企業の設立の全国的試行を認めた点や、株式制企業の組織形態（有限会社と株式会社の二形態に限る）を明確にした点、地域的な制限はあるものの、株式の公開發行および厳格な審査・許可のもとでの株式上場に関する試行を大胆に行うべきであると強調した点などはきわめて重要であり、株式制の試行を促進し、新たな展開をもたらしたと言ってもよいであろう。なぜならば、一九八八年から一九九一年の始めにかけて実施された「経済整備・整頓」の時期において規模の拡大が抑制され、その試行が余儀なく中断された株式制の試行が上述の政府の指導方針の新たな展開により再び活発化され、しかも全国的に積極的に行われるようになり、年毎に倍、二倍の数に上る株式制企業が設立され、そのうちの一部の条件の整った企業が上場会社となり、海外の証券取引所に上場される株式会社も次から次へと登場してきたような新たな展開を見せており、改革開放以来の株式制試行の第二次ピークを迎えることになったからである。

一般に一九九一年末までの株式制企業の数⁴⁸は正式に三、二二〇社であると発表されているが、それが一九九三年末になると、すでに一三、〇〇〇社に上り、⁴⁸一九九五年の五月現在ではすでに二五、八〇〇社に達し、その内訳は株式会社一五、一〇〇社、有限会社一〇、七〇〇社となっている。そのほか、全国で上海または深圳のいずれかの証券取引所に上場されている株式会社は延べ二九〇社に上り、⁴⁹一九九四年の五月より一八社の大型国有企業（株式会社）が続いて香港やアメリカの証券取引所に上場され（内訳は香港市場一六社、アメリカ市場二社）、また、海外市場への上

場が許可され、その準備を急いでいる企業も一〇数社に上っている。⁵⁰⁾

3 会社立法の展開

(1) 先行の地方の会社立法

一九九三年の一二月に採択された中国初の統一会社法の立法作業は、一九八三年から始められ、当初は当時の行政型会社の乱立が最大の問題となり、様々な公司（株式制企業はそのなかの一種にすぎない）をいかに規制すべきかという要請に応じたものであるといわれている。これに対して、地方の会社立法は、株式制導入の試行が一部の地方、とりわけ経済特別区および沿海経済技術開発区に指定された地域に限って集中的に行われるようになったことと関連して、全国統一の会社立法に先行して行われ、かつそれは、当初から既存の企業をいかに株式制企業に改造し、改造された株式制企業をいかに設立・運営すべきであるか、という直接に株式制企業を規制するための立法となった。

これらの地方の会社立法として、一九八六年一〇月に「深圳経済特別区国有企業株式化試行暫定規定」、一九八八年六月に「上海株式制企業暫定弁法」、同年一二月に「福建省株式制企業暫定規定」などがそれぞれ公布された。また、国有企業以外の企業の株式化に関する法規制には、一九八六年一一月に沈陽市政府から公布された「集団所有制企業株式制試行規定」や同年一二月に四川省政府から公布された「卿鎮企業の株式制試行に関する意見」などがある。なお、上述のように、一九九二年から、株式制試行が新たな政策指導のもとで活発的に行われ、しかも株式の公募非上場型および公募上場型の株式会社に関する試行が経済特別区および沿海開発地域を中心に行われるようになったため、全国統一会社法の成立までに、これらの地域において多くの会社法規が制定された。まず、一九九二年二月に深圳市から「深圳経済特別区株式会社暫定規定」、同年五月に上海市政府から「上海市株式会社暫定規定」がそれぞれ公布された。その後、法規の名称に「暫定」の文字を入れず、正式の法規として制定・公布されたものには、一九九

二年八月に海南省（中国最大の経済特別区）から公布された「海南経済特別区株式会社条例」、一九九三年四月に公布された「深圳経済特別区株式会社条例」および「深圳経済特別区有限会社条例」、同年六月に広東省から公布された「広東省会社条例」、同年十一月に公布された「海南経済特別区有限会社条例」などがある。

(2) 全国レベルの会社立法

(イ) 前述したように、一九九二年の「株式制試行活動座談会についての報告」および同報告に基づいて公布された「株式制企業試行弁法」などにより株式制試行の新たな展開がもたらされたが、株式制企業を組織法の立場から規制するための法規には、上述の一部の経済特区や沿海経済技術開発区がそれぞれの地方法規として公布したものがあっただけで、その他の広範な地域の株式制企業を規制するための会社法規が制定されていないため、性質の異なる様々な株式制企業が出現し、株式制企業間の相違点も大きな問題となった。このような状態を改善し、統一会社法の公布までに全国の株式制企業を統一的に規制するために、一九九二年の五月に国家経済体制改革委員会から「株式会社規範意見」「有限会社規範意見」が公布され、他の関係部門からこの二つの規範意見に基づいて株式制企業の財務、税金、会計、労働人事管理および国有資産・土地管理などの広い範囲に及ぶ多くの行政規則が相次いで公布された。

(ロ) 全国レベルの会社立法として、最も重要なのは、やはり一九九三年一二月の第八期「人大」第五回会議において採択され、翌年の七月一日より施行された新中国初の統一会社法である。同法は、その起草作業の開始から成立まで一〇年の年月を要し以下のような複雑な立法過程を経て成立した。

統一会社法の立法作業は、一九八三年から始められ、当時、会社組織のみを規制するものにすべきかあるいは会社の取引行為まで規制するものにすべきかという問題に関する議論があったため、起草グループにより「会社組織法」と「会社法」の二つの草案が完成された。しかし、その後、中国における会社自体が発展の途中にあり、会社法の

制定は時機尚早であるという意見が強まったため、一九八五年から起草グループは、正式の法律ではなく行政規定としての株式会社条例と有限会社条例を別々に起草することを決め、立法作業を両条例の制定に移した。一九九一年の始めに会社法の制定が第八回五カ年計画の要綱に組み入れられたにもかかわらず、株式会社に関する多くの重要問題、株式の発行、譲渡および株式市場の管理などがまだ解決されていないという理由により、立法作業は、有限会社法のみを優先的に制定するという時期に入り、しかも國務院の審議を終えた「有限会社法草案」が先に立法機関である全国人民代表大會常務委員會の審議に上程される運びとなった。

しかし、同委員會の委員長會議において社会主義市場經濟の發展の要請に應じるため、適用範圍がより広く、内容がより全面的な会社法を制定すべきであることが決められ、同決定により会社法立法作業は全国人民代表大會の法制工作委員會に移管された。同委員會は上述のそれまでの地方会社立法および行政規則などを基礎に一九九三年の初めに統一会社法草案を完成した。同草案は、同年二月の第七期「人大」常務委員會の第一三回會議の審議を受けたほか、同じく一九九三年八月、九月、一二月の「人大」法律委員會の三回にわたる審議や「人大」の財政經濟委員會による審議を受け、二回にわたる専門會議による逐条検討を経て、数回にわたる広範の意見聴取と大規模の修正を行った後、ついその成立を見るに至ったのである。⁵¹⁾

統一会社法は、有限会社と株式会社の二形態を規制対象とし、一一章二三〇条からなっている。その編成別は、第一章総則（第一条〜一八条）、第二章有限会社の設立と機関（第一九条〜七二条）、第三章株式会社の設立と機関（第七三条〜一二八条）、第四章株式会社における株式の発行および譲渡（第一二九条〜一五八条）、第五章社債（第一五九条〜一七三条）、第六章会社の財務および會計（第一七四条〜一八一一条）、第七章会社の合併と分割（第一八二条〜一八八条）、第八章会社の破産、終了および清算（第一八九条〜一九八条）、第九章外国会社の分支機構（第一九九条

（二〇五条）、第一〇章法律責任（第二〇六条〜二二八条）、第一章附則（第二二九条〜二三〇条）となっている。また、第二章が有限会社の設立および組織機構、第三章・第四章が株式会社の設立および組織機構と株式会社における株式の発行および譲渡について規定しているが、その他の章は、有限会社と株式会社の両者に共通するものとして制定されているのが体系上の特徴の一つであると言えよう。

もとより統一会社法の成立は、社会主義市場経済体制の確立を目指している中国にとってはきわめて重要な出来事であり、画期的な意義を持つに相違なく、同会社法は、一般に社会主義市場経済主体の組織と行為を規範化し、現代企業制度を確立する上で重要な役割を果たすと言われている。⁵²

五 おわりに

以上において、改革開放のなか、企業、とりわけ国有企業の改革の最も有効な手段として認められた株式制の導入に関する議論および実践過程の展開、株式制企業すなわち会社立法の主要な成果について述べてきた。実は、改革開放以来、株式制導入の以外に、国有企業における従来の国家所有制度を維持しながら企業に独自の経営権を与え、という国家の所有権と企業の経営権を分離する体制を目指した改革も行われ、しかも国有企業的基本的法制度の確立に力が注がれ、一九八八年四月に中国の立法機関たる全国人民代表大会において新中国初の「国有企業法」が採択されたほか、その特別法規として一九八六年に國務院から、「国有企業工場長条例」、「国有企業従業員代表大会条例」および「国有企業における党組織活動条例」の、いわゆる「三条例」や、同じ一九八八年に「国有企業請負経営責任制暫定条例」と「国有企業リース経営暫定条例」、一九九二年七月に「国有企業経営メカニズム轉換条例」などが公布された。また、改革開放政策の実施と同時に、中国は、外国の資本を導入するために、外資系企業制度の確立に着手

し、一九七九年七月に中外合弁企業法（同法は一九九〇年四月に一度改正された）を、一九八六年四月に全額外国資本による企業を規制するための外資企業法を、そして一九八八年四月に中外合作企業法をそれぞれ公布し実施したほか、これらの基本法の実施に関する条例および規則を数多く制定した。⁵³ かような外資系企業の立法における主要な内容およびかかる立法から得た経験がその後の一般の会社立法に対して及ぼした影響はきわめて注目されるところである。

以上の内容からも明らかであるように、改革開放以来の企業・会社をめぐる立法はきわめて複雑な展開過程となり、様々の立場から数多くの企業・会社関連法規が制定・公布された。ここで最も問題となるのはこれらの企業・会社法規の相互の適用関係であり、法の有効な運用を図るために、とりわけ統一会社法とその他の企業・会社法規との相互の適用関係を明確にする必要があると思われる。⁵⁴

第一に、統一会社法と上述の国有企業法は、まったく次元の異なる立法であるため、相互の適用関係の問題は生じないであろう。すなわち、会社法は、出資者の責任形態を中心とする企業立法であるのに対して、国有企業法は、中国の従来の財産の所有形態を中心とする企業立法であるため、国有企業が会社法にいう会社に組織変更されれば、それが国家単独出資の有限会社にせよ、国家の出資が参与している一般の有限会社または株式会社にせよ、当然、会社法の適用を受ける会社になるであろう。逆に会社形態を採らない国有企業は、従来通り国有企業法の適用を受け、会社法と無関係な存在となるであろう。統一会社法と国有企業法の関係におけるこの原則は、当然に、統一会社法と、一九九〇年に郷村に存在する集団所有制企業を規制するために公布された郷村集団所有制企業条例および一九九一年に主に都市部に存在する集団所有制企業を規制するために公布された城鎮集団所有制企業条例との関係を処理する原則にもなる。また、一九八八年六月に國務院から、単独出資企業（個人企業）、組合企業（二人以上の自然人の出資

による企業」と有限責任会社の三種類の企業形態を規制する私営企業暫定条例が公布された。同条例において統一会社法との適用問題が生じるのは同条例上の有限責任会社についての規定との関係である。同条例上の有限会社は自然人の出資のみに限られており、また有限会社に関する条文も甚だ少ないほか、同条例自体も暫定的なものであり、国務院が制定した行政法規にすぎないため、上位法たる統一会社法の公布・実施は、当然に同条例上の有限会社に関する規定の廃止を意味し、同条例の規定に従って設立された有限会社は、一定の期間内に統一会社法の定める条件を満たさなければならぬことが要求されるであろう（会社法二二九条参照）。

第二に、統一会社法と外資系企業法の適用関係についてであるが、外資系企業法は原則として企業形態について有限会社のみを採用しており、外資系企業が株式会社を設立することを正式に認めたのが統一会社の公布・実施によるため、統一会社法と外資系企業法との相互適用問題は、厳密に言えば、両者における有限会社について生じるだけである。したがって、統一会社法一八条は、「外国投資による有限会社には本法を適用し、中外合弁企業、中外合作企業および外資企業に関する法律に別段の定めがあるときは、その規定を適用する」と定めて、一般法たる統一会社法と特別法たる外資系企業法との適用関係を処理するための原則を示した。しかし、ここで問題となるのは、外資系企業が株式会社であれば、まったく統一会社法の適用を受けるが、それが有限会社であれば、統一会社法と外資系企業法の両方を受けるため、有限会社が二元化されることである。また、外資系企業法の最も顕著な特徴の一つは、企業組織法であると同時に、外国資本による投資の積極的認可、経営自主権および非国有化の保障、税金面での優遇措置などを織り込んだ投資奨励法でもあるという二重の性質を有していることである。したがって、統一会社法の適用のみを受ける株式会社たる外資系企業は、外資系企業法上の投資法的な優遇措置に関する規定を受けることができるかどうか問題の一つであろう。このような有限会社の二元化問題を解決し、外資系企業の企業組織法上の平

等を図るために、現行外資系企業法を二分化し、企業組織に関する部分はすべて統一会社法に吸収されるように調整し、外資系企業法に含まれている投資奨励法的な部分をまとめて統一した外国人投資法の制定を急ぐべきであろう。

第三に、統一会社法とその他の会社法規の相互の適用関係について以下のような二つのことが考えられる。一つは、統一会社法と一九九二年に国家経済体制改革委員会から公布された株式会社規範意見および有限会社規範意見のいわゆる両規範との関係であるが、これは、上述の統一会社法と外資系企業法の一般法と特別法の関係と異なり、立法機関による法律たる会社法と行政機関による省令たる両規範という適用範囲のみならず、法の効力にも差がある関係であり、また中国憲法に定める、法律は憲法に従い、行政法规は憲法と法律に従うという原則によれば、統一会社法の公布・実施後の両規範は、当然に廃止されることになる。重視すべきは、両規範の適用を受けて設立・運営されている会社が実務的にいかなる経過措置によって統一会社法上の会社に変更されるということである。

もう一つは、統一会社法と地方会社法規の関係である。この問題について上位法（統一会社法）が下位法（地方会社法規）を廃止する原則に従ってこれらの地方会社法規を廃止すべきであると主張する見解⁵⁵のほか、統一会社法公布・実施後は会社を新たに設立する場合はもとより、すでに設立されている既存の会社についてもいずれ一定の期間内に統一会社法の要件を具備することが要求されているので、その意味で、地方法規は統一会社法に対し、補完的役割を営むことになるであろうという見解⁵⁶も、また、統一会社法の規定を強行規定と任意規定とに分け、前者については統一会社の規定が適用されるが、後者については地方法規をもって別段の定めを置くことができるほか、統一会社法にまだ規定されていないものについては、地方法規にその規定があれば、地方法規はそれを補充することができる⁵⁷と論じている見解もある。しかし、現在の中国においては強行法規と任意法規を区別する基準が完全に確立されているとは言えないので、強行規定と任意規定を区別するのはきわめて困難であり、また、中国は単一制国家制度をとり、統

一市場体制を実施しているため、会社体制の多元化を避けるべきである。したがって、基本的には上位法が下位法を廃止する原則を採用して、地方法規を廃止すべきであり、地方法規の統一会社法に対するいわゆる補充的役割または補充的な役割の部分については、統一会社法の改正を通じてその部分を統一会社法に吸収すれば足りることであろう。

〔注〕

(1) 酒巻俊雄「中国会社法の基本的構造とその検討」判例タイムズ八五七号四六頁以下参照。

(2) 統一会社法の制定過程について、王保樹「中国会社法の制定と会社運営上の留意点」判例タイムズ八五七号二七頁以下、江平（主編）・新編会社法教程（法律出版社・一九九四年）一八頁以下など参照。実は、新中国は、その成立の早い時期から会社立法を行い、一九五〇年一二月に「私営企業暫定条例」を、そして一九五四年九月に「公私合営工業企業暫定条例」をそれぞれ公布した。前者においては、①当時の会社には合名会社、合資会社、有限会社、株式会社および株式合資会社が含まれること、②会社は法令に従ってその経営に関する主管機関の許可を得て設立されること、③会社の対内および対外関係は政策・法令に反しない範囲で定められた定款に従うこと、などが定められている。後者においては、①いわゆる公私合営企業は公的出資および私的出資によって組織される有限会社であること、②合営企業の機関は取締役会および私的出資をした社員によって構成される社員総会からなること、③合営企業は毎年度の利益から法人税を納付した後の残額を企業の準備金、企業奨励金、社員の出資利息および配当として当該条例の定める原則に基づいて分配すること、などが定められている。しかし、一九五三年以後、中国の経済体制は次第に高度な集中的計画経済体制に移行し、とりわけ一九五六年に私的所有に対する社会主義的改造が完成するにつれて従来の多様な企業形態が単一の公的所有企業形態、すなわち国有企業および集団所有制企業にとって代わられ、私的所有の会社制度が中国から消滅する運命となった。当然、会社立法も、国有企業および集団所有制企業立法にとって代わられ、改革開放路線が実施されるに至るまで行われることがなかった。かような歴史的変遷については、上記の王保樹論文二四頁以下、江平書一六頁以下のほか、その詳細について、奥島孝康・李飛「中国の企業体制改革と会社立法の動向」比較法学二二卷一号一一三頁以下参照。また上記の二つの条例に関する詳細な研究として、高田源清「中共の企業形態法」法学論叢（福岡大学）一巻二号二三七頁以下参照。

(3) 集団所有制企業とは中国社会主義経済における公有制企業形態の重要な一種であり、勤労大衆による集団所有の資産により設立された企業である。ちなみに、中国社会主義経済におけるもう一つ最も重要な公有制企業形態は国有企業であるが、その名称については、一九九三年三月に行われた中国憲法改正までは、「国营経済」という表現に合わせて一般に「国营企業」という表現が使われていた(改正前憲法七条・一六条参照)が、一九九三年三月の憲法改正は、国が所有しているも直接経営を行わないという趣旨を明確にするために「国营経済」という表現を「国有経済」に改めると同時に、「国营企業」を「国有企業」に改めた(改正憲法七条・一六条参照)ため、以後、一般に国有企業と呼ばれるようになった。本稿においても、かような変革前の法律・行政法規などにおける名称を除き一律にして国有企業という。

(4) 田中信行「中国における株式制度の実験過程」中国研究月報一九九四年五月号三頁―四頁。

(5) 高尚全「条塊分割の打破と横割りの経済連合」経済研究一九八四年一〇月号三頁。

(6) 改革以来、株式制は、国有企業の改革においては、最初は国有企業の「両権分離」、ひいては「政企分離」改革の一方として提起され、重視されるようになり、しばしば請負責任制やリース経営責任制などの方式と並べて論じられている。これについては、李明義・株式制と社会主義市場経済(中国政法大学出版社・一九九三年)三八三頁、平田昌弘「経済改革で法人株式制」を目指す中国——流通市場の整備が前進への課題」エコノミスト一九八九年四月一八日号八〇頁など参照。ただし、一九九二年の社会主義市場経済体制確立論とそれに伴う現代企業制度確立論が確定されるまでは、請負責任制が国有企業の「両権分離」などの改革の主要方式として進められ、かなり普及していたのに対して、株式制による改革は、慎重かつ実験的な段階に置かれていたのであって、決して請負責任制とともに国有企業改革の「両輪」になるようなものではなかったと思われる。

(7) 劉国光「所有制関係改革の若干の問題について」経済日報一九八六年一月四日二頁。

(8) 厲以寧「我が国の所有制改革の思索」人民日報一九八六年九月二六日五頁のほか、曹風岐(主編)・中国株式制企業の理論と実践(修訂版・企業管理出版社・一九九三年)に掲載されている同氏の初版のはしがき(五頁―一四頁)参照。

(9) 蔣一葦「社会主義公有制の新たな探索——労働共有株式制について」人民日報一九八七年三月三〇日五頁のほか、蔣一葦・林菱等「企業株式共有制試行方案」体制改革探索(重慶)一九八六年六月号参照。

(10) 吳敬璉ほか・大中型企業改革——現代企業制度の確立(天津人民出版社・一九九三年)二二一頁。

- (11) 呉稼祥「金立佐「株式化」更なる改革の考え方」経済日報一九八五年八月三日一頁―二頁。
- (12) 童大林「社会主義企業の新たな基点たる株式化」人民日報一九八六年八月一八日五頁、その要点について、志村治美「中国会社立法の議論と実態」(石山卓磨「上村達男(編)・酒巻還曆・公開会社と閉鎖会社の法理」三四一頁―三四二頁参照)。
- (13) 郭振英「株式経済に対する認識」王夢奎「赤俊芳(編)・株式制問題について」(中国経済出版社・一九八七年月)二四頁―二六頁ほか、平田・前掲注(6)、須田成人「曾根康雄「中国国营企業の活性化と株式会社制度」財政観測(野村総合研究所)一九九三年二月号など参照。
- (14) 熊志軍「マルクスの株式資本理論と社会主義株式会社」王夢奎ほか・前掲注(13)五六頁―五七頁。
- (15) 王夢奎「株式経済に対する私見」同・前掲注(13)四頁。
- (16) 王小強「吉小明「企業の非株式化モデル方式に関する考察」経済日報一九八五年七月一三日一頁―二頁。
- (17) 日本のような資本主義社会においては、国や自治体の公共投資による会社資本の蓄積を除けば、企業の設立および運営に関する投資は一般の民間投資、すなわち個別資本によるものがその主流となるが、社会主義の中国では、少なくとも改革開放路線が全面的に始められる時点まではすべての投資は国家(各部門と地方政府)投資による社会資本の蓄積であるため、ここでいう「社会蓄積」とはこのような意味での社会資本のことを指していると考えられる。
- (18) 呉樹青「株式化は国营大中型企業改革の方向ではない」人民日報一九八七年三月一六日四頁のほか、王夢奎・前掲注(13)二頁参照。
- (19) 範茂発「荀大志ほか「株式制は全人民所有制企業改革の方向ではない」経済研究一九八六年一月号二二頁―二二頁。
- (20) 王小強ほか・前掲注(16)ほか、範茂発ほか・前掲注(19)二二頁―二三頁。
- (21) 呉樹青・前掲注(18)ほか、鄭青「張潔「株式化は全人民所有制企業の活性化の正しい方向ではない」王夢奎ほか・前掲注(13)一〇三頁。
- (22) 範茂発ほか・前掲注(19)一七頁―一九頁。
- (23) 呉樹青・前掲注(18)人民日報一九八七年三月一六日四頁。
- (24) 王夢奎ほか・前掲注(13)五頁―六頁、鄭青ほか・前掲注(21)一〇〇頁、呉樹青・前掲注(18)のほか、馬賓「全人民所有制企業の原動力は公を私にする株式制によるものであってはならず」王夢奎ほか・前掲注(13)二二四頁など参照。

- (25) 吳樹青・前掲注(18)人民日報一九八七年三月一六日四頁参照。
- (26) 吳樹青・前掲注(18)論文、鄭青ほか・前掲注(21)一〇一頁以下、王小強ほか・前掲注(16)論文参照。
- (27) 改革以来の農村における株式制企業の概要について、国家経済体制改革委員会经济管理司「指導性と計画をもって進めるべき株式制試行」国家経済体制改革委員会企業体制司∥國務院企業管理指導委員会弁公室(編)・中国企業改革一〇年(改革出版社・一九九〇年)四三四―四三五頁、劉鴻儒「我が国の株式制試行の若干の問題について」董冬(主編)・公司法全書(中国労働者出版社・一九九三年)一一八二頁―一一八二頁など参照。
- (28) 「都市経済体制改革試行工作座談会紀要」中国社会科学院法学研究所・中国経済管理法規文献彙編(上)∇(吉林人民出版社・一九八七年)六七頁。
- (29) 一九八七年一〇月の中国共産党第一三大会における「政治活動報告」中国研究所(編)・中国年鑑一九八八年版二〇七頁、一九八八年九月の第一三期中総会における「報告」中国年鑑一九八九年版二〇一頁。
- (30) 国家経済体制改革委員会総合企画司(編)・中国改革の大思路(沈陽出版社・一九八八年)一三頁―一八頁。このほか、当時の企業改革における請負責任制と株式制の関係について政府関係者と他の一部の学者からもほぼ同じような見解が示されている。これについて、平田・前掲注(6)八一頁―八二頁参照。
- (31) 国家経済体制改革委員会総合企画司・前掲注(30)九二頁―九四頁、一二三頁―一二四頁参照。
- (32) 「企業株」の問題は、株式制試行の過程において最も議論された問題の一つであるが、一九九一年以後の改革において「企業株」の存在が否定された(一九九二年七月に国家国有資産管理局等から公布された「株式制試行企業の国有資産管理に関する暫定規定」九条参照)ため、ここで議論されている意味での「企業株」の問題は一応解決されたことになる。「企業株」問題の詳細について、白国棟「中国の株式会社における企業株の終焉」早稲田法学会誌第四四卷三二七頁以下、喬晋建「中国国有企業の株式化における(企業株)についての研究」アジア研究四〇卷二七三頁以下など参照。
- (33) 株式化される国有企業の株式構造について、同一企業の株式が異なる主体によって所有されることを「一企多制」と称し、たうえ、その具体的な種類を「一企三制」(国家株、企業株、従業員株)、「一企四制」(国家株、企業株、法人株、個人株)、「一企一制」(法人株、個人株)の三種に分けて分析している論説もある(田中・前掲注(4)∇一五頁―一六頁)。
- (34) これは中国において改革開放以来、最も早い時期に現代企業制度の確立を企業、とりわけ国有企業改革の目標に掲げた論

- 説である。これについて国家経済体制改革委員会総合企画司・前掲注(30)一二九頁―一三二頁、一三七頁―一三九頁参照。
- (35) 国家経済体制改革委員会総合企画司・前掲注(30)二〇〇頁―二〇一頁、二二〇頁―二二一頁、二三一頁―二三二頁参照。
- (36) 前掲注(30)二一七頁―二一八頁。
- (37) 劉鴻儒・前掲注(27)一一八一頁。
- (38) 劉鴻儒・上掲一八一頁。
- (39) 鐘朋栄・一〇年経済改革(河南人民出版社)一〇五頁ほか、田中・前掲注(4)一四頁など参照。ただし、この時点においては、上述したように株式制企業の組織形態が明確にされていないため、基準の不明確な統計であると言わざるをえない。というのは一九九二年頃の正式の発表では約三、二〇〇社であるということになっているからである。
- (40) 袁建国「我が国の株式制および株式制立法」中国法学一九九一年一月号五三頁以下。
- (41) 国家経済体制改革委員会企業体制司ほか・前掲注(27)四三八頁、劉鴻儒・前掲注(27)一一八二頁のほか、一九九二年四月の国家経済体制改革委員会、國務院生産弁公室「株式制企業試行活動座談会についての報告」国家経済体制改革委員会生産体制司(編)・中国公司法規新編(法律出版社・一九九三年)一一頁―一二頁など参照。
- (42) その社会的背景には、一九八〇年代の中頃から政府の金融引締め政策などにより、多くの企業は資金不足問題に悩まされ、その対策として株式制の導入に踏み切ったということが一般に指摘されている。これについて、田中・前掲注(4)四頁―五頁ほか、国谷知史「国有企業と株式制度」中国研究月報一九九四年五月号二六頁など参照。
- (43) 一九九二年一〇月の中国共産党第一四期大会における「政治報告」前掲注(29)一九九三年版二二五頁。
- (44) 「中共中央の社会主義市場経済体制の確立の若干の問題に関する決定」人民日報(海外版)一九九三年一月二七日二頁―三頁、現代企業制度調査研究グループ「社会主義市場経済体制に適應する現代企業制度の確立」人民日報一九九三年一月二二日五頁、第八期「人大」第二回会議における「政府活動報告」北京週報一九九四年第一四号別冊付録七頁以下参照。
- (45) 企業改革難局打破の必要性については、現代企業制度調査研究グループ・前掲注(44)人民日報一九九三年一月二二日五頁、また、現代企業制度の利点については、人民日報評論員「現代企業制度確立の重要な措置」人民日報一九九三年一月二二日三頁参照。
- (46) 国家体制改革委員会「一九九一年の経済体制改革の要綱」国家経済体制改革委員会政策法規司(編)・企業経営メカニズ

ム轉換政策法規彙編（法律出版社・一九九二年）一八七頁以下。

(47) 「株式制企業試行活動座談会についての報告」国家経済体制改革委員会生産体制司・前掲注(41)一〇頁以下、「株式制企業試行弁法」同・前掲(注41)一四頁以下。

(48) 李章喆「一九九三・中国株式制の運営」中国工業經濟研究一九九四年四月号一四頁。

(49) 人民日報(海外版)一九九五年五月八日一頁。

(50) 「中国証券市場の着実なる推進」人民日報(海外版)一九九五年七月二四日二頁。

(51) 新中国初の統一会社法の制定過程および制定過程における問題点などについて、志村治美「中国会社法の成立」ジュリス
ト一〇四二号一〇八頁以下、王保樹・前掲注(2)二四頁一三一頁ほか、崔勤之(渠濤訳)「中国公司法の制定およびその体
系上の特色」名城法学四五巻一号一六頁一八頁、江平・前掲注(2)一八頁以下など参照。

(52) 周京「現代企業制度の確立を目指す公司法」北京週報一九九四年第一四号一六頁。

(53) 改革以来の中国の外資系企業立法の展開の背景、概要および問題点などについて、拙稿「中国外資系企業立法の展開」中
京大学大学院法学研究論集第一五号(一九九五年)三三頁以下参照。

(54) 統一会社法とその他の企業・会社法規との適用関係に関する詳細な議論について、王保樹・前掲注(2)三九頁以下、清河
雅孝「中国会社法の社会主義性(2)」——会社法と企業法との適用関係」産大法学二九巻三号四九頁以下、黄輝||虞建新
「中国会社法の制定——その背景、制定過程、主な内容、および若干の問題について」名古屋大学法政論集一五九号二二四
頁以下など参照。

(55) 清河・前掲注(54)六九頁以下。

(56) 酒巻俊雄「中国の会社法と会社制度——日本法との比較において」代行リポート一一二号一頁。

(57) 王保樹・前掲注(2)四三頁以下。